

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力発生) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ソロモン	防災ラジオ放送網改善計画のた めの贈与に関する日本政府と ソロモン諸島政府との間の交換 公文	防災ラジオ放送網改善計画を実施するために必要な生 産物及び役務の購入	504,000千円 H26.9.30まで	H23.3.24 ホニアラ で (同日)	日本側 岩瀬明在ソロモン 臨時代理大使 ビーター・シ ヤネル・アコバカ外務・ 外国貿易大臣	H23.4.12 159号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。